

「認知症対応型共同生活介護事業所」開設事業者募集要項

1 はじめに

- 本市における認知症対応型共同生活介護事業所（以下「認知症高齢者グループホーム」といいます。）を始めとする施設・居住系サービス事業所等の整備は、「第4期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2009）」に基づき計画的に進めています。
- このうち、認知症高齢者グループホームに関しましては、同計画において認知症高齢者対策として平成26年度までに「700人」分の整備計画を掲げているところです。
*ただし、現在策定中の第5期同計画により変更となる場合があります。
- 今般、この整備計画に基づき、平成24年度に認知症高齢者グループホームの開設を希望される事業者を募集することとしました。開設を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。
なお、昨年度までとは異なり、今回の募集では、整備協議書の提出に先立ち「事前協議申出書」の提出をいただくこととしておりますのでご注意ください。
- 新たに開設する認知症高齢者グループホームを核として、他の介護事業所を併設するなど多様な計画の提案もお寄せください。

2 募集する整備数

○ 募集数 97人分

第4期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる、平成26年度までの整備計画数「700人」分から、平成23年度までの整備見込数「603人」分を差し引いた数である「97人」分を募集数とします。

ただし、現在策定中の第5期同計画により変更となる場合があります。

3 募集内容

（1）1事業所あたりの整備数

○ 18人以下

運営基準に基づき、1事業所に設けることができる共同生活住居（以下「ユニット」といいます。）は、1ユニット又は2ユニットとなります。また、1ユニット当たりの入居定員は5名以上9名以下となります。

（2）募集する日常生活圏域

○ 市内の全区域

日常生活圏域（区）による募集の制約は設けず、市内全域を対象に募集します。

ただし、応募が多数となった場合には、各日常生活圏域（区）での認知症高齢者グループホームの整備状況等を考慮して選考します。

(3) 一日常生活圏域（区）における整備数の上限

☐ 36人分

各日常生活圏域（区）においてバランスよく事業所整備を進めるため、一の日常生活圏域（区）における整備数の上限を36人分とします。よって、同一圏域における応募計画が「36人分」を超える場合には、応募計画の選考をします。

なお、優遇する地域密着型特別養護老人ホームとの併設整備計画の応募状況等によっては、日常生活圏域における整備数の上限を超えて採択する場合があります。

(4) 開設時期

☐ 平成24年度内の開設厳守

平成24年度内に事業者指定（平成24年7月・10月・平成25年1月のいずれか）を受け、事業所を開設していただき。（複数ユニットを設ける場合には、同一時期に開設していただきます。）

ただし、認知症高齢者グループホームに他の介護事業所等を併設する計画の場合、当該併設事業所の段階的な開設は、個別に相談に応じますので提出いただく整備協議書に明記してください。

なお、別にお示しする「事業者指定までのスケジュール」のとおり、事業者指定の2カ月前の月末までに指定のための書類を提出していただく必要があります。同時点までには事業所が完成し、建物の完了検査及び消防検査を受けていただかなければなりません。そのため、事業所開設スケジュールの作成には十分留意ください。

(5) 他の介護事業所等を併設する計画

☐ 認知症高齢者グループホームと併せて他の介護事業所等を併設する整備計画を優遇します。

同一圏域内で整備計画が競合する場合など、認知症高齢者グループホームと同じ地域密着型サービスに分類され、認知症ケアの効果が期待できる小規模多機能型居宅介護事業所の併設整備計画を優遇します。

特に、小規模多機能型居宅介護同様に地域密着型サービスに分類され、また、利用ニーズの高い地域密着型特別養護老人ホームとの併設計画については、各日常生活圏域（区）での認知症高齢者グループホームの整備状況等を超えて優遇します。

なお、地域密着型特別養護老人ホームとの併設を計画される場合は、それぞれの事業者募集に応募いただく必要があります。

(6) 事業所の整備形態

☐ 新築・増築・改修を問いません。

事業所の整備は、新築整備、既存建物の増築・改修による整備、いずれの形態でも構いません。

(7) 事業所整備に係る補助金

☐ 整備補助はありません。

整備形態の如何を問わず、認知症高齢者グループホーム整備に係る補助金制度はございません。
全て、事業者の自己資金等による整備となります。

4 応募要件

(1) 法人であること

事業者指定は法人でなければ受けることができません。そのため、事業者指定を前提とする今回の応募に際しても法人である必要があります。

(2) 介護保険法に規定する欠格事由に該当しないこと

事業者指定にあたっては欠格事由があり、介護保険法の規定により、地域密着型サービス事業者の指定に際し、申請者又は法人の役員が指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合など、事業者指定を行うことができません。

そのため、事業者指定を前提とする今回の募集に際しても当該規定に抵触する場合には応募できないことから、当該規定に該当しない旨の誓約書の提出をお願いします。

(3) 介護保険関係法令の遵守

介護保険法及び関係する省令等に定められた基準を満たしている必要があります。

なお、認知症高齢者グループホームに関する設備基準の概要については別添資料1「認知症対応型共同生活介護事業所の事業と運営基準の概要」をご参考ください。

(4) 適正な事業計画の策定

地域密着型サービスの趣旨に沿った事業計画の策定をお願いします。

また、前記(3)の介護保険関係法令等の遵守とともに、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守した事業計画の策定をお願いします。

(5) 複数計画の応募

同一法人による複数計画の応募も可能です。

5 事業所整備計画の策定にあたっての留意事項

(1) 高齢者に配慮した事業所整備

認知症高齢者グループホームの利用者は要介護等の状態にある高齢者の方となりますので、新築、改修など事業所の整備形態を問わず、十分に高齢者に配慮した事業所整備計画の策定に努めてください。

また、利用者が家庭的な環境と雰囲気の中で日常生活や、サービス提供を受けることができるように配慮された事業所整備計画の策定に努めてください。

＝配慮すべき整備の一例＝

- ・エレベーター：事業所が2階建て以上の場合、エレベーターの設置をお願いします。

また、利用者の移動やスタッフの介護負担を考慮した規模のエレベーターの設置が望ましいです。

- ・便所：介助を必要とする利用者の使用に適した構造・設備が必要です。また、複数設置で、車いす対応できることが望ましいです。ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることも望ましいです。

- ・居室 : ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることが望ましいです。
また、居室面積は「7.43 ㎡以上」（内法）である必要があります。
- ・台所 : 火気を使用する部分の不燃対策や、保温・保冷による適時、適温食事の提供や食中毒の
予防対策について十分な配慮がなされていることが必要です。
- ・洗面所 : 衛生管理の面からも洗面所の設置をお願いします。
- ・浴室 : 手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮したものであることが必要です。
- ・バリアフリー: 段差の解消を図るなど、利用者の移動が円滑に行われるよう配慮が必要です。

（２）適正な収支計画等の策定

円滑な事業所整備及び開設後の安定的な事業運営を挙証するために提出いただく「事業所整備に係る資金計画」及び「事業所開設後における収支見込」に関しましては、十分な精査を行い作成してください。

また、事業所開設までのスケジュールに関しましては、事業所整備期間の精査はもちろん、事業者指定のタイミングと指定のための申請書類の提出期限等を十分に確認し作成してください。

（３）立地条件

認知症高齢者グループホームは、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要です。

そのため、事業所整備予定地の検討には十分に留意ください。また、土砂災害が発生するおそれがある土地での計画は協議事項とします。

（「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」での開発は愛知県知事の許可が必要）

（４）事業所の所有形態

事業所は、土地及び建物ともに、法人の自己所有であっても、賃借の物件であっても構いません。

ただし、賃借の場合、利用者に長期に渡って安定的にサービスを提供する観点から、長期の賃借契約の締結を前提とします。

なお、土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、選考の結果「採択」の通知を受けた後に締結ください。

（５）建築基準法等関係法令の遵守

地域密着型サービスの提供を行なう事業所の建物については、都市計画法、建築基準法、消防法、関係条例等の遵守も必要です。

○新たに事業所を建設する場合

新たに事業所を建設される場合の開発の許可及び確認、また、市街化調整区域での整備計画については、事前に住宅都市局開発指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階 TEL972-2770）へご相談ください。

○既存の建物を増築・改修等する場合

既存の建物を増築や改修等する場合には、建築基準法により用途変更確認申請等を要することが考えられますので、事前に住宅都市局建築審査課（名古屋市役所西庁舎 2 階 TEL972-2929）へご相談ください。

○消防用設備等の設置について

認知症高齢者グループホームには、消防用設備等の設置が義務付けられています。

事業所整備計画を策定するに際して、消防用設備等の取扱いに関しましては、上記の非常災害対策同様、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署、又は名古屋市消防局予防指導課指導係（名古屋市役所本庁舎 1 階 TEL972-3551）へご相談ください。

なお、今回の募集に対して、スプリンクラーを含む消防用設備等の設置にかかる補助はありませんので、全て自己資金による設置となります。

＝参考：認知症高齢者グループホームにおける消防用設備等の概要＝

- ・スプリンクラー設備：延床面積が275㎡以上の事業所に設置が必要。
- ・自動火災報知設備：全ての事業所に設置が必要。
- ・火災通報装置：（消防機関へ通報する火災報知設備）全ての事業所に設置が必要。
- ・消火器：全ての事業所に設置が必要。
- ・防火管理者：防火管理者の選任が必要。

（６）地元説明

認知症高齢者グループホームを運営する事業者は、その事業の運営に当たって、地域住民との連携や協力体制を確保するなど地域との交流に努めることとされていることから、整備計画の応募に際しては、町内会や自治会を始め地域住民の方々、事業所予定地の近隣の方々に対して十分な説明を行ってください。整備計画が採択された場合における円滑な事業所整備、また、事業所開設時に必要となる運営推進会議の円滑な設置を行うためにも、この地元説明には十分を尽くしてください。

この地元への説明状況に関しましては、整備協議書の提出時に、その結果や経過について別に用意します様式の提出をお願いしています。（配布したチラシ等があれば、参考として合わせて添付ください。）

なお、説明にあたっては、「名古屋市に応募し、整備計画が採択されなければ事業化されない。」旨の説明をするなど十分に留意ください。

（７）非常災害対策等

認知症高齢者グループホームは、運営基準において火災や風水害などに備えて非常災害対策を講じておくこととされています。

そこで、事業所開設後における非常災害対策の策定に向けた方針など、可能な限り具体的に事業計画として記載ください。

なお、火災等の非常災害への対策に関しましては、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署へご相談ください。

６ ユニット増・定員増を希望される場合

（１）ユニット増

すでに認知症高齢者グループホームを運営される事業者で、開設済みの事業所のユニット増を希望される場合についても応募可能です。

ただし、運営基準上、ユニット数の上限が「２ユニット」とされているため、応募可能となるのは現在の事業所が１ユニットである場合に限られます。

（２）定員増

すでに認知症高齢者グループホームを運営される事業者で、開設済みのユニット内における定員増を希望される場合についても応募可能です。

（３）事業所移転の範囲

ユニット増や定員増に伴う事業所の移転の範囲は、現在の事業所の所在する日常生活圏域内（同一区内）に限ります。

（４）運営推進会議での審議

事業所の移転等の事業計画に際しては、すでに入居している利用者への処遇に十分に配慮するとともに、運営推進会議において事前に了承を得るようお願いします。

また、整備協議書の提出時には、事業計画案の審議に関する運営推進会議の議事録（任意様式）

の提出をお願いします。

7 整備協議の受付

本募集要項に則り、認知症高齢者グループホームの開設を希望される場合、まず、「事前協議申出書」の提出をいただき、その後に「整備協議書」の提出をいただくことになります。

これらの様式に関しましては、本市の介護保険制度に関するホームページとなります「NAGOYA かいごネット（ホームページアドレス <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp>）」からダウンロードの上、ご利用ください。

なお、いずれの書類の提出に際しましても、事前に当課までご連絡の上、ご持参いただきますようお願いいたします。

（１）事前協議申出書の提出

提出期限：平成23年8月31日（水） 17時まで

本募集要項に則り応募される法人の方は、別に用意する「平成24年度開設分 認知症高齢者グループホーム事前協議申出書」を上記の期限までに提出してください。（期日厳守。同日以降の事前協議申出書の受付は一切行いません。）

この事前協議申出書の提出をいただいていない場合、整備協議書の受け付けは行いませんので留意ください。

（２）整備協議書の提出

提出期限：平成23年9月30日（金） 17時まで

正式な整備協議書は、（１）による事前協議申出書の提出後、上記の期限までに提出いただきます。（期日厳守。同日以降の整備協議書の受付は一切行いません。）

この整備協議書は、事前協議申出書の提出を期限までにいただいていない場合、受付をいたしませんのでご注意ください。

なお、整備協議書には多岐にわたる書類の添付が必要であり、資料作成等にかかなりの時間を要するとともに、整備相談の中で修正等が生じることが考えられますので、ゆとりを持った書類作成を心がけてください。

＝「整備協議書」の提出に関する留意事項＝

- ・ 提出いただいた書類は返却しません
- ・ 提出書類は、A4判で1部提出してください。
- ・ 提出書類のうち、贈与契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

平成〇年〇月〇日

〇〇会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

9 審査・選考

(1) 審査

提出いただいた整備協議書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

なお、提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また、選考後において虚偽等が判明した場合にも選考を無効とさせていただきます。

(2) 選考

募集数を超える整備協議の応募があった場合、また、一の日常生活圏域（区）における応募数が36名を超える場合など整備計画の選考を行います。

選考基準の概要については別添資料2「計画に関する評価の概要」のとおりとなりますが、事業計画の内容によっては、各日常生活圏域（区）での認知症高齢者グループホームの整備状況等によらず選考されない場合がありますのでご了承ください。

また、最終的な選考は、「名古屋市地域密着型サービス運営委員会」において行います。

(3) 選考結果の通知

○ 平成23年12月末頃

選考結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「平成23年12月末頃」をめどに各法人あて通知する予定です。

なお、整備計画が選択された各事業者については、後日、ご参集いただき、事業所開設までの説明会を行う予定です。

10 スケジュール

別添資料3「認知症高齢者グループホーム開設事業者募集・整備・開設スケジュール」を参考ください。

11 その他留意事項

- 応募いただいた整備協議内容につきましては、法人の都合による事業所整備予定地、事業所開設時期等の変更は認めません。

ただし、本市が必要と判断した場合は、本市からの書類の追加及び補正を求めることがあります。

- 土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、選考の結果「採択」の通知を受けた後に締結ください。よって、事業所整備は、「採択」の通知を受けた後に着手いただくことになります。
- 応募いただいた後、あるいは、選考による採択後にやむを得ない事由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、申請者の署名及び捺印のある辞退届（任意様式）を提出してください。
- 応募相談及び整備協議書類の提出は、運営法人の方の同席をお願いします。基本的に、代行申請は不可とします。
- 今回の事業者募集に関しましては、当課の指導に従い手続き等を行っていただきます。また、応募いただいた整備計画が採択された場合についても同様です。

介護保険法等の確認は

厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を始め、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、「NAGOYA かいごネット」を始め、以下のホームページをご活用の上ご確認ください。

☐ NAGOYA かいごネット

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp>

☐ 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

☐ 独立行政法人福祉医療機構ホームページ

<http://www.wam.go.jp>

お問い合わせ・ご相談は

認知症高齢者グループホーム開設事業者の募集に関するお問い合わせやご相談、また、「整備協議申出書」「整備協議書」の提出は、次までお願いします。

なお、ご来庁時には、必ず事前にご連絡ください。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課指定指導係

(市役所本庁舎2階)

電 話 052 (972) 2539

FAX 052 (972) 4147

認知症対応型共同生活介護事業所の事業と運営基準の概要

【事業の概要】

事業の内容	認知症の状態(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態)である者に、共同生活住居(＝ユニット)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を行うことができるようにするもの。
-------	--

【指定基準の概要】

共同生活住居の数 (ユニットの数)利用定員		1事業所の共同生活住居(ユニット)の数は1又は2とする。	
ユニットの入居定員		1ユニットにおける入居定員は、5名以上9名以下とする。	
人 員 基 準	代表者	基本的には、事業運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役がこれに該当する。 ただし、法人の規模等から、理事長等を代表者として扱うことに合理性を欠く場合には、地域密着型サービスの事業部門の責任者を代表者として差し支えない。	
		要件	「特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者」又は「保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者」であることが必要であること。 なお、一律の経験年数の制約は設けない。
		研修の修了	指定を受ける(変更の届出を行なう場合を含む。)際、厚生労働大臣が定める研修を修了している必要がある。
	管理者	職務	原則として、専ら事業所の管理業務に従事する。
		兼務	管理業務に支障がなく、次に該当する場合には、他の職務を兼ねることができる。 ・当該事業所の従業者としての職務に従事する場合(他のユニットを含む) ・当該事業所に併設する施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合
		勤務形態	常勤であること。
		要件	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であること。
		研修の修了	指定を受ける(変更の届出を行なう場合を含む。)際、厚生労働大臣が定める研修を修了している必要がある。

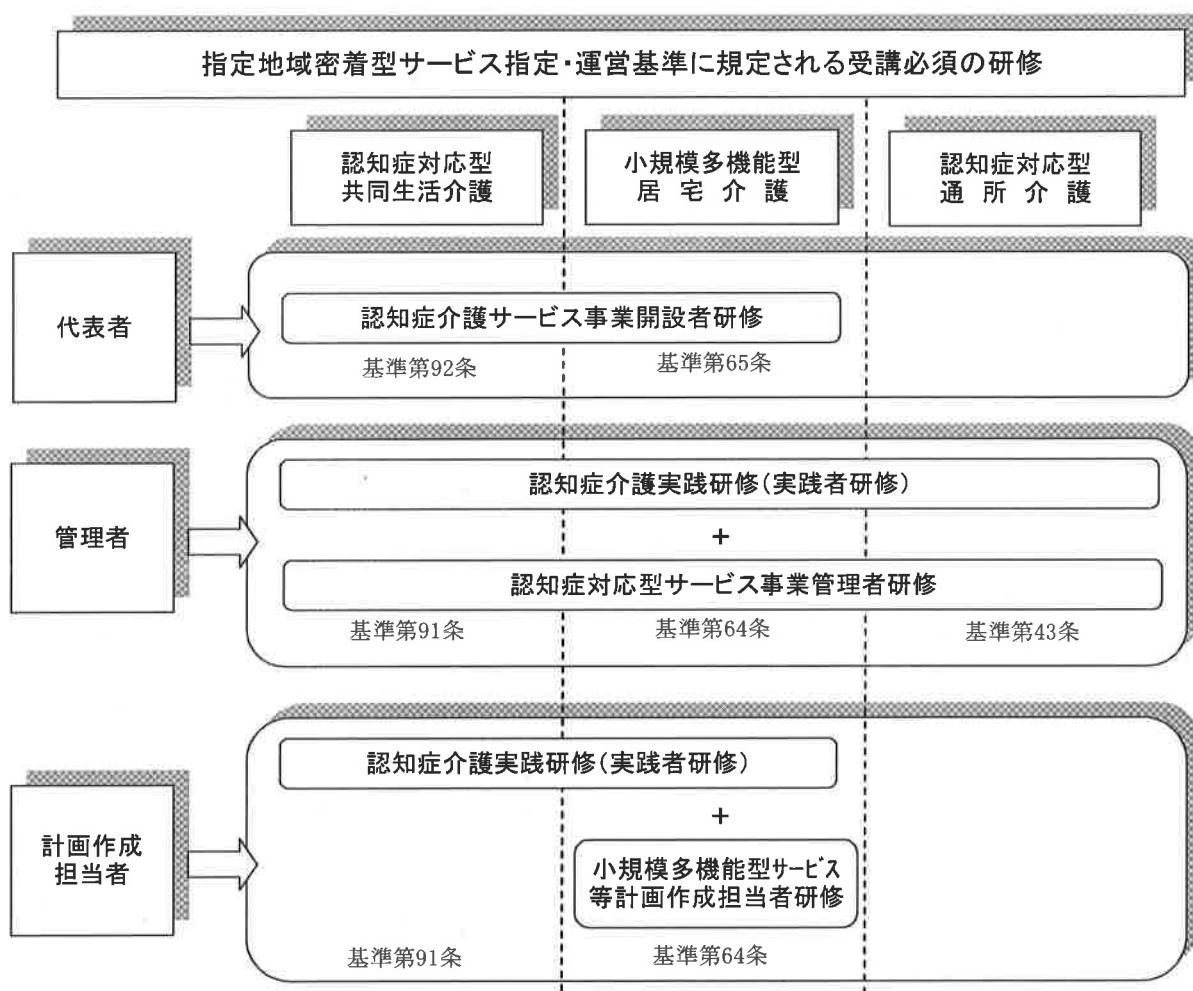
人 員 基 準	介護従業者	人員基準	日 中 (夜間・深夜以外)	常勤換算で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	
			夜 間 及び 深 夜	1以上 (夜 勤)	1ユニットの夜勤兼務のみ可。
		資格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。ただし、認知症の介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則。他の従業者にあっても、研修の機会等を確保し質の向上を図ることが必要。		
		その他	介護従業者のうち、1以上は常勤であること。		
	計画作成担当者	職務	認知症対応型共同生活介護計画の作成		
		配置	ユニットごとに配置を必要とする。		
			1ユニットの 事業所	介護支援専門員の資格を有する者であることが必要。	
			2ユニットの 事業所	計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員の資格を有するものであることが必要。 (その場合、介護支援専門員である計画作成担当者は、他の計画作成担当者の業務を監督する必要がある。)	
			介護支援専門員 でない計画作成 担当者	職務である認知症対応型共同生活介護計画の作成に関し、特養の生活相談員、老健の支援相談員などの実務経験を有すると認められる者であること。	
		兼務	専従が原則。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該ユニットの他の職務に従事することが可能であり、管理者との兼務も可能。		
		勤務形態	常勤である必要はなく、非常勤でも可。		
		研修の修了	指定を受ける(変更の届出を行なう場合を含む。)際、厚生労働大臣が定める研修を修了している必要がある。		
	設 備 基 準	ユニットごとの設備	居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること。		
複数ユニットの 場合			複数ユニットの場合も、居間、食堂及び台所についてはユニットごとの専用の設備であることが必要。		
消火設備その他の 非常災害に際して 必要な設備			消防法その他の法令等々に規定された設備であり、それらの設備を確実に設置しなければならないもの。		
居室		定員	1人		
		広さ	7.43㎡以上(内法)		
		構造	廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されていることを要し、単にカーテンや簡易なパネル等で区分したものは含まれない。		
		定員の例外	居室の定員は1人を原則とするが、夫婦で居室を利用する場合など、利用者の処遇上必要な場合は2人とすることが可であるが、事業者の都合により2人部屋とすることは認められない。 2人部屋の居室については、十分な広さを確保する必要があるもの。		
居間・食堂		機能	居間及び食堂は、同一の場所とすることが可能。ただし、同一の室内とする場合であっても、居間及び食堂の機能がそれぞれ独立していることが望ましい。		
		広さ	広さに関する明確な基準はないが、その広さは、原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。		

【運営基準の概要】

運 営 基 準	認知症対応型共同生活介護計画の作成	認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならない。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。 当該作成した計画の実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することのないように留意しなければならない。 なお、作成した当該計画は、他の書類同様に2年間保存しなければならない。	
	非常災害対策	事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。	
	地域との交流	認知症対応型共同生活介護が地域に開かれた事業として行なわれるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努める必要があるもの。	
	運営推進会議	趣旨	事業者が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業者自らが設置しなければならない。 事業者は、設置した運営推進会議に対して、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける必要がある。
		設置	運営推進会議は、事業所の指定申請時に既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要であること。
		開催	概ね2月に一回以上の開催が必要。
		記録の作成と公表	運営推進会議での報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、その記録を公表する必要がある。 なお、当該記録については、他の書類同様に2年間保存しておくこと。
		併設の場合	小規模多機能型居宅介護事業所等を併設している場合には、1つの運営推進会議において両事業所の評価等を行なうことで差し支えない。

運営基準に規定される修了すべき研修について

各地域密着型サービス事業所の代表者の方や管理者の方などに、運営基準上、修了が義務付けられている研修は下表のとおり。



計 画 に 関 す る 評 価 の 概 要

Ⅰ 日常生活圏域における評価	
Ⅰ-①	認知症高齢者グループホームの整備の進んでいない日常生活圏域(区の区域)における整備計画であること。
Ⅱ 申請法人に対する評価	
Ⅱ-①	法人代表者及び役員について介護保険事業者指定基準に適合する者であること。
Ⅱ-②	当該事業を始め、介護保険事業等において十分な事業実績を有すること。
Ⅱ-③	介護保険事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況から、本事業の運営法人として問題がないと認められること。
Ⅱ-④	経営状況が良好と認められ、本事業の設置及び運営に問題がないと認められること。
Ⅲ 事業計画に対する評価	
Ⅲ-①	本事業の運営に関する方針に具体性があり、地域密着型サービスの趣旨を十分に踏まえたものであること。
Ⅲ-②	利用者からの苦情等への対応、行政機関との連携・調整方法など具体的な手法の提案があること。
Ⅲ-③	資金・収支計画において、本事業が円滑に達成され、また適正な事業運営が可能と認められること。
Ⅲ-④	事業所計画用地が、住宅地またはこれと同程度の地域にあると認められること。
Ⅲ-⑤	事業所計画用地が、環境、防災、交通の利便性が適当と認められること。
Ⅲ-⑥	指定基準上の各設備基準を満たすほか、利用者に十分に配慮され、安全で快適な日常生活を営めるよう配慮されていること。
Ⅲ-⑦	職員の確保についてより具体的な対応が認められること。
Ⅲ-⑧	事業計画用地の確保により具体性が認められること。
Ⅲ-⑨	生活保護受給者を始め低所得者の利用も可能となるよう配慮されていること。
Ⅲ-⑩	事業所の老朽化など防災への配慮を理由とする事業所移転に伴うユニット増であること。(ユニット増の場合)
Ⅳ 併設計画に関する評価	
Ⅳ-①	地域密着型特別養護老人ホーム併設計画であること。
Ⅳ-②	小規模多機能型居宅介護を始め、併設事業所等の設置により、地域における介護保険事業や高齢者福祉の推進への寄与が見込まれること。
Ⅴ 地域との連携等に関する評価	
Ⅴ-①	地域住民を始め町内会等への説明が十分に行われ、整備計画が支障なく達成できる状況にあると認められること。
Ⅴ-②	事業所開設後、家族を始め、地域住民、諸団体との交流が図れる見込みにあること。
Ⅵ 今後の介護事業への参入意欲の評価	
Ⅵ-①	今後、地域密着型サービスへの参入意欲があり、本市の地域密着型サービス事業への協力が見込まれる。
Ⅶ 運営法人としての総合的な評価	
Ⅶ-①	提出された計画に基づく運営法人としての総合的な評価

＝平成25年1月開設を想定した基本的なパターン＝

○募集・採択スケジュール

23 年 度	5月下旬	広報	○認知症高齢者グループホーム開設事業者募集開始
	5月下旬 ～ 9月末	募集期間	○整備相談 ○整備協議申出書の提出 : 提出期限「平成23年8月31日(水)」 ○整備協議書の作成及び提出 : 提出期限「平成23年9月30日(金)」
	10月 ～ 11月末	審査等	○整備協議書内容の確認 ヒアリング、現地確認などの実施
	12月下旬	計画採択	○計画採択→名古屋市地域密着型サービス運営委員会における承認
		結果通知	○応募法人あて結果通知の送付

○設計関係

23 年 度	1月 ～	設 計 建築確認
--------------	---------	-------------

○事業所整備

24 年 度	5月	
	6月	着工
	10月 ～ 11月	竣工 完成検査 消防検査

○研修関係: 必須要件

＝管理者及び計画作成担当者

6月	実践研修
----	------

＝管理者＝

7月	管理者研修
----	-------

＝法人代表者＝

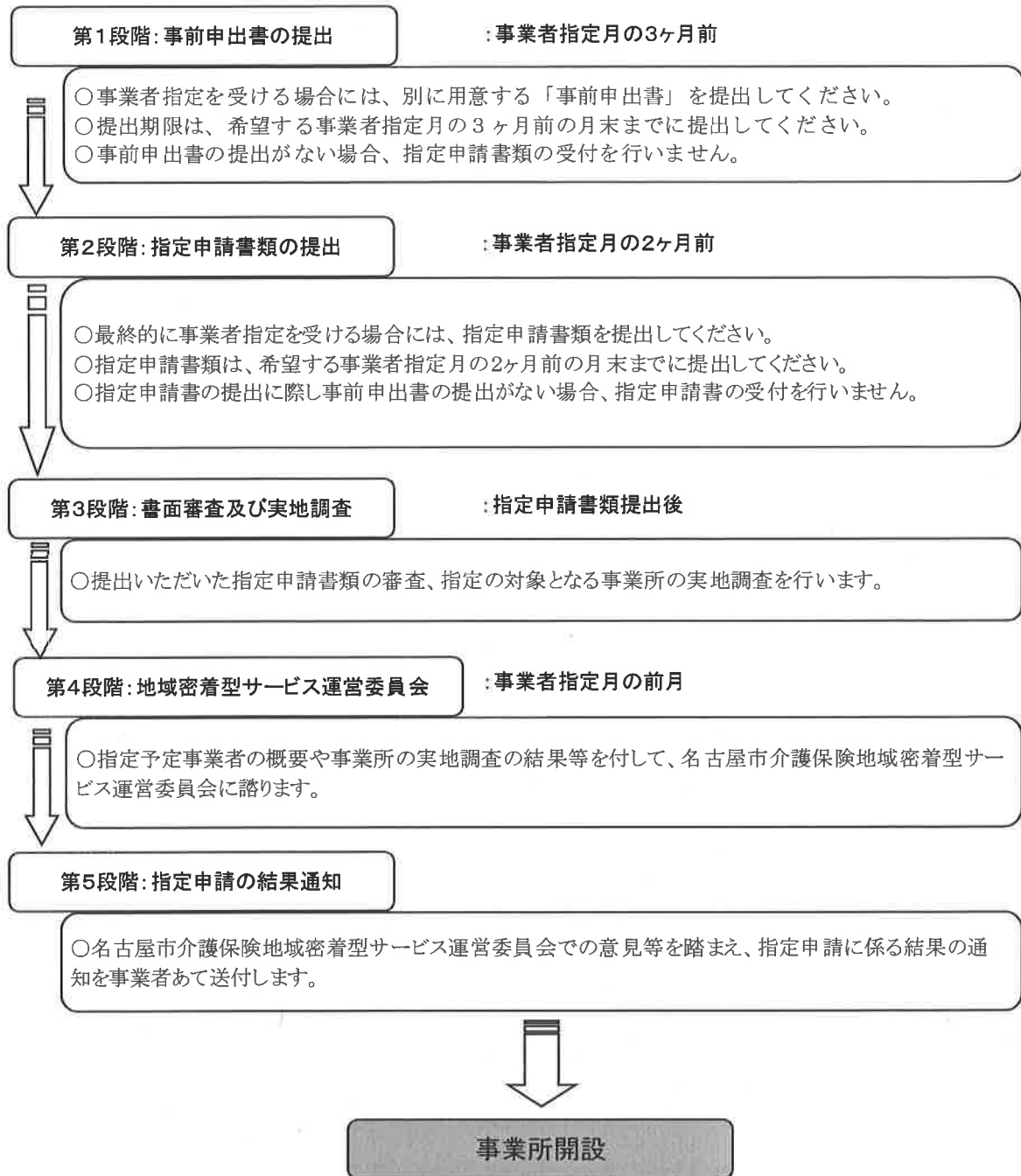
11月	開設者研修
-----	-------

* 開設後受講で可



* 各研修を修了するスタッフの確保ができ、かつ、改修整備であれば、平成24年7月の開設も可能

＝事業者指定・事業所開設までの流れ＝



【事業者指定日と事業者指定に向けた手続き】

指定日	事前相談	事前協議書の提出期限	指定申請書類の提出期限	書面調査 実地調査	地域密着型サービス 運営委員会
4月1日	随時	1月末	2月末	指定申請書提出 ～3月	3月
7月1日		4月末	5月末	指定申請書提出 ～6月	6月
10月1日		7月末	8月末	指定申請書提出 ～9月	9月
1月1日		10月末	11月末	指定申請書提出 ～11月	12月

認知症高齢者グループホームの開設状況見込(平成23年度末見込)

	要介護者等状況(H23.3末)				グループホーム関連				
					利 用 可能者 ⑤ ④-②	事業所関係 (H23年度末見込)		グループ ホーム 整備率 ⑥/⑤	未整備率 順位
	要介護 ①	要支援1 ②	要支援2 ③	計 ④ ①+②+③		か所	定員 ⑥		
千種	3,995	750	996	5,741	4,991	6	90	1.80%	2
東	1,713	310	413	2,436	2,126	4	72	3.39%	10
北	4,764	834	968	6,566	5,732	10	180	3.14%	6
西	3,648	538	877	5,063	4,525	16	270	5.97%	13
中村	4,368	626	1,188	6,182	5,556	10	141	2.54%	3
中	1,605	322	425	2,352	2,030	3	27	1.33%	1
昭和	2,957	614	645	4,216	3,602	8	115	3.19%	8
瑞穂	3,081	745	629	4,455	3,710	8	120	3.23%	9
熱田	1,864	323	402	2,589	2,266	4	72	3.18%	7
中川	5,116	792	1,231	7,139	6,347	19	315	4.96%	12
港	4,305	480	781	5,566	5,086	9	153	3.01%	5
南	4,568	677	1,103	6,348	5,671	11	166	2.93%	4
守山	4,052	367	832	5,251	4,884	17	297	6.08%	14
緑	4,537	751	876	6,164	5,413	17	264	4.88%	11
名東	3,078	651	875	4,604	3,953	19	306	7.74%	16
天白	3,282	568	775	4,625	4,057	15	252	6.21%	15
計	56,933	9,348	13,016	79,297	69,949	176	2,840	4.06%	

* 平成22年度に実施した平成23年度グループホーム開設事業者募集による採択結果を見込んだもの。